

シナイ半島国際平和協力業務実施計画

〔平成31年4月2日
閣議決定〕

変更 令和元年11月12日
令和2年11月10日
令和3年11月16日
令和4年11月1日

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、シナイ半島における国際連携平和安全活動のため、国際平和協力業務を実施することとし、別冊のとおり、シナイ半島国際平和協力業務実施計画を定める。

（別冊）

1 基本方針

1973年の第4次中東戦争の後、1978年9月、エジプト・アラブ共和国とイスラエル国は、アメリカ合衆国の仲介により、「キャンプ・デービッドにおいて合意をみた中東における平和の枠組」及び「エジプト・イスラエル平和条約締結のための枠組」に署名し、1979年3月26日には、「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約」（以下「平和条約」という。）が締結された。

これを受け、関係各国は、平和条約に基づく国際連合の部隊及び監視団の派遣について、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）の合意を取り付けるべく働きかけを行ったが、1981年5月の安保理議長

からの合意不成立の通告を踏まえ、同年 8 月 3 日、紛争当事者であるエジプト・アラブ共和国とイスラエル国は、アメリカ合衆国の仲介により、多国籍部隊・監視団（以下「M F O」という。）設立の根拠となる「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」に署名し、平和条約に定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関として M F O（本部：イタリア共和国）が設立された。

M F O は、1 9 8 2 年の活動開始以来、エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。また、我が国は、中東における我が国の果たす役割への期待が高まってきた中、1 9 8 8 年度に初めて M F O への財政支援を実施し、それ以来、M F O への財政貢献を行ってきたところである。

このような財政支援を通じた中東の平和と安定への我が国の貢献について M F O から高い評価がなされ、M F O から我が国に対し、要員の派遣について要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、中東地域の平和と安定への貢献を通じた M F O による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、M F O の活動期間の内、以下 2（3）に定める期間において、シナイ半島国際平和協力隊を設置し、司令部業務分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 7 9 号。以下「国際平和協力法」という。）第 3 条第 2 号イに規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、国際連携

平和安全活動が行われる地域の属する国（以下「受入れ国」という。）及び紛争当事者の当該活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、M F O についてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 シナイ半島国際平和協力業務の実施に関する事項

（1）国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第 3 条第 5 号ネに掲げる業務（同号イ、ロ及びツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るもののうち、受入れ国の政府その他の関係機関と M F O との間の連絡調整に係るものに限る。）に係る国際平和協力業務であって、M F O 司令部において行われるもの

イ アに掲げる業務のうち、受入れ国の政府その他の関係機関とこの業務に従事するシナイ半島国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第 2 条第 2 項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

（2）派遣先国

ア 受入れ国

エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国とする。

イ 受入れ国以外の国

イタリア共和国とする。

（3）国際平和協力業務を行うべき期間

平成 3 1 年 4 月 1 9 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの間

（4）シナイ半島国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1) アに掲げる業務に従事する者

自衛官 2名 (ただし、人員の交替を行う場合は4名)

(イ) (1) イに掲げる業務に従事する者

(1) イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

(ウ) 国際平和協力本部長 (以下「本部長」という。) は、(ア) 及び

(イ) に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

(ア) 武器

(1) アに掲げる業務に従事する者について、9mm 拳銃2丁及び89式5.56mm 小銃2丁 (装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

(イ) その他

シナイ半島国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1) に掲げる業務に必要な個人用装備 ((ア) に掲げるものを除く。)

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1) に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をシナイ半島国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をシナイ半島国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和

協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

ア 国際平和協力業務が行われる期間中において、我が国としてM F Oに参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされている場合であっても、安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合には、国家安全保障会議における審議の上、シナイ半島国際平和協力隊を撤収する。

イ 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。